

令和6年2月26日

前金払・中間前金払の支払限度額の上限廃止について(お知らせ)

本市では前金払・中間前金払に支払限度額の上限を定めておりましたが、建設業者の資金調達の円滑化を図り、公共工事の適正な施工及び適正な履行の確保を図ることを目的として、令和6年4月1日以降に入札の公告を行う建設工事等から、前金払・中間前金払の支払限度額の上限を廃止します。また、建設工事に係る設計、調査、測量等の業務委託の前金払の支払限度額の上限についても同様に廃止します。

記

1 内容

前金払

	上限額（変更後）	上限額（変更前）
建設工事	契約金額の4割以内 （上限額なし）	契約金額の4割以内 （最高限度額は、1件の契約につき1億円）
建設工事に係る設計、調査、 測量等の業務委託契約	契約金額の3割以内 （上限額なし）	契約金額の3割以内 （最高限度額は、1件の契約につき1億円）

中間前金払

	上限額（変更後）	上限額（変更前）
建設工事	契約金額の2割以内 （上限額なし）	契約金額の2割以内 （最高限度額は、1件の契約につき5千万円）

2 実施時期

令和6年4月1日以降に、入札の公告を行う建設工事等から適用する。

3 その他

年度をまたがる契約の場合は、契約金額を年度ごとの出来高予定額と読み替えて支払限度額の上限が設定されます。

以上